

内閣人第
七九号

起案

令和三年七月一日

決定
上奏
裁可
令和
年月日

施行
令和
年月日

内閣官房長官

赤羽

内閣總務官



(八月二日以降発令予定)

最高裁人任第1024号

令和3年6月30日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

最高裁判所長官 大 谷 直 人

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事) 判 事 白 石 史 子

(発令希望日 令和3年8月2日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和3年8月2日以降)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任命資格	根拠法規
札幌高長官	東京高判事	白 石 史 子	62	判事補、検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号、第3号

裁判所						
年号	出生地	現住所	本籍	氏名	旧氏名	年月日の
月						
日						
事						
項						
序						
名						
内閣	最高裁判所	内閣	昭和三十三年八月十七日	白石史子	しらいし あやこ	
六二	五九	五六	司法試験第二次試験合格	東京大学法学部卒業	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了
四	四	一〇			判事補に任命する	判事補に任命する
一三	一三	三一			福井地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する
簡易裁判所判事に兼ねて任命する	兼ねて福井家庭裁判所判事補に補する	福井地方裁判所判事補に補する	司法試験管理委員会	最高裁判所	内閣	内閣

2丁		裁判所				事項	最高裁判所	白石史子
年号	月	日	昭和六二	平成元	月			
平成元	四	一三	大阪地方裁判所判事補に補する	福井簡易裁判所判事に補する				
四	一	一	大阪簡易裁判所判事に補する	大阪地方裁判所判事補に補する				
四	一	一	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する				
四	一	一	徳島家庭裁判所判事補に補する	徳島家庭裁判所判事補に補する				
六	一一	一一	兼ねて徳島地方裁判所判事補に補する	兼ねて徳島地方裁判所判事に補する				
	一一	一一	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了				
	一一	一一	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる				
	一一	一一	判事兼簡易裁判所判事に任命する	判事兼簡易裁判所判事に任命する				
	一一	一一	徳島家庭裁判所判事に補する	徳島家庭裁判所判事に補する				
	一一	一一	兼ねて徳島地方裁判所判事に補する	兼ねて徳島地方裁判所判事に補する				
最高裁判所		内閣						

4丁		裁判所						年号	月	日	事項	法務省	府名	白石史子	
II	II	II	II	II	II	II	II								
II	II	II	II	II	II	II	II	平成二〇	九	一一	内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官 補付））に併任する	内閣官房司法制度改革推進室長を命ずる	内閣	法務省	
八	一	一	一	四	II	II	II	一一	一一	一	内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官 補付））の併任を解除する	内閣官房司法制度改革改組室長を免ずる	内閣	法務省	
二	一	一	一	一	千葉地方裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	判事に任命する	II	II	II	最高裁判所	II	II	法務省	白石史子
					部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	II	II	II	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	内閣	法務省	白石史子

6丁

裁 判 所

年 号
令和 三月
一

日

部の事務を総括する者に指名する

項

最高裁判所

庁

名

白 石 史 子